

基本目標 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 09 障害者福祉の充実

目的

＜対象＞障害のある市民
 ＜意図＞安心して暮らし、社会に参加することができる

施策の方向

○障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1,275 人 (H25)	1,275 人	1,362 人	1,515 人	1,590 人	-	1,500 人 (H30)
障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数	160 人 (H25)	160 人	152 人	158 人	192 人	-	210 人 (H30)
調布市の障害者福祉施策の充実度 (上段：身体障害, 中段：知的障害, 下段：精神障害)	56.6%	56.6%	-	-	51.8%	-	65.0%
	63.5%	63.5%	-	-	59.3%	-	65.0%
	58.4% (H25)	58.4%	-	-	60.4%	-	65.0% (H30)
「調布市に住み続けたい」と答えた障害者の割合 (上段：身体障害, 中段：知的障害, 下段：精神障害)	95.6%	95.6%	-	-	94.5%	-	95.0%
	93.5%	93.5%	-	-	92.1%	-	95.0%
	90.4% (H25)	90.4%	-	-	89.9%	-	95.0% (H30)

その他

- 障害者就労支援センター「ちょうふだそう」の施設整備・移転（平成 28 年度）
- 市内 2 箇所目となる重度重複障害者グループホームの開設支援（平成 28 年度）
- 障害者余暇活動支援事業（ほりてーぷらん）の実施（平成 29 年度）
- 障害者グループホームの防災対策の整備（平成 28 年度）
- 障害者（児）施設における防犯対策の整備促進（平成 29 年度） など

■ 現状と課題

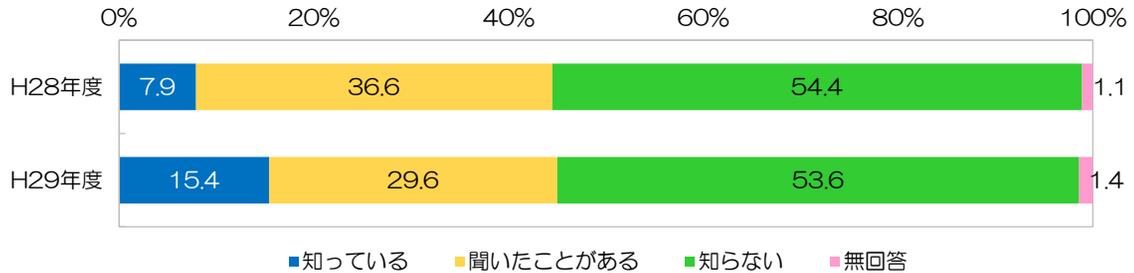
- 平成 25 年 4 月、障害者優先調達推進法の施行により、国や地方公共団体等が障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が明記されました。市として、引き続き、障害者の自立に向けた就労支援を推進していく必要があります。
- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げ、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が平成 30 年 4 月に施行されます。新たなサービスとして自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型の児童発達支援の創設、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用など、改正内容を踏まえた市としての取組を検討・実施する必要があります。
- 障害者就労支援センター「ちょうふだそう」及び就労支援室「ライズ」において、引き続き、障害者の就労支援や生活支援などの幅広い支援を実施していく必要があります。
- 医学の発達により、医療的ケアが必要な障害児（者）が入院から地域生活へ移行するケースが増加しているため、市内における医療的ケアの体制整備を促進していく必要があります。
- 重度重複障害者グループホームの運営支援、知的障害者グループホームの設置・運営支援を継続し、障害者が住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。
- 東京 2020 大会の開催を契機に、障害者スポーツの普及とともに、障害者への理解促進やユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

○障害者総合計画に掲げた「障害のある方とその家族への地域生活の支援」、「ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目ない支援」、「安心して住み続けられる地域の環境づくり」の3つの柱に基づき、支援体制を構築していく必要があります。

◆障害者差別解消法の施行を知っている市民の割合

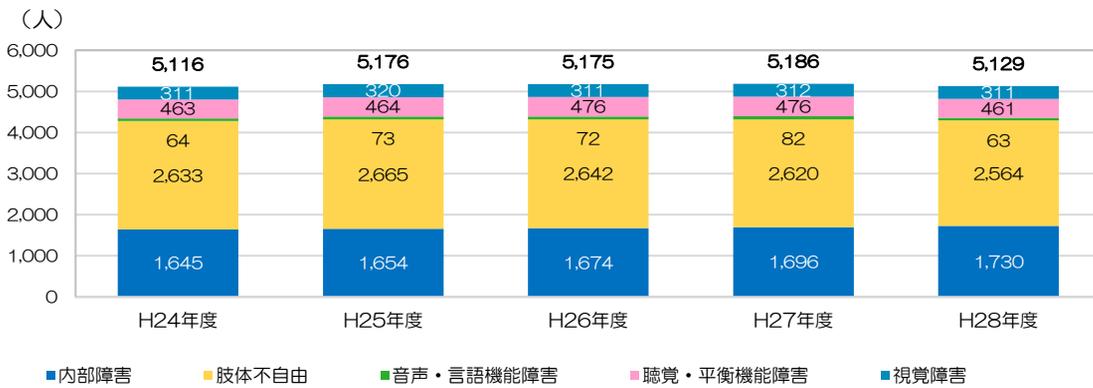
障害者差別解消法の施行を知っている市民の割合は、平成29年度は平成28年度より増加しています



資料：調布市民意識調査

◆身体障害者手帳保持者数

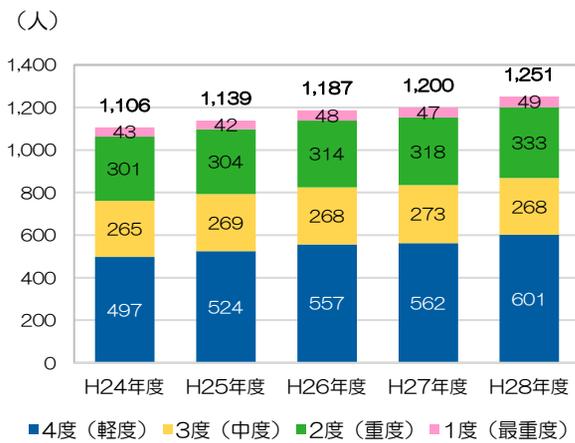
平成24年度から、ほぼ横ばいで推移しています



資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆愛の手帳保持者数

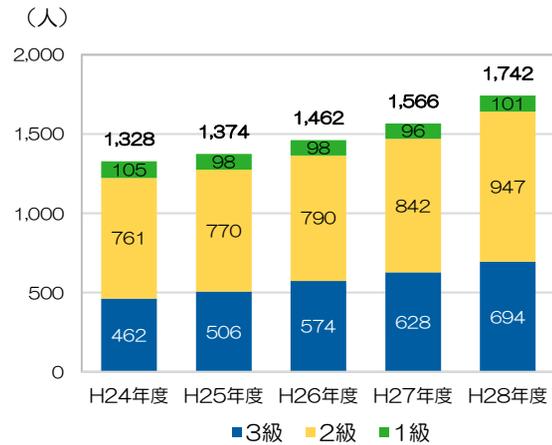
愛の手帳保持者は年々増加しています
特に4度（軽度）の障害者が増加しています



資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆精神障害者福祉手帳保持者数

精神障害福祉手帳保持者は年々増加しています
特に2級及び3級が増加しています



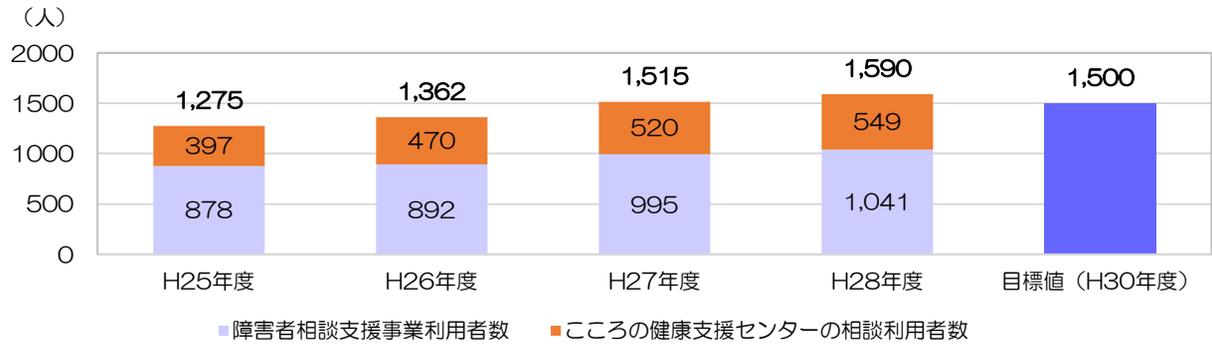
資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

09—1

生活・相談支援体制の整備

【まちづくり指標】 障害者相談支援事業，こころの健康支援センターの相談利用者数

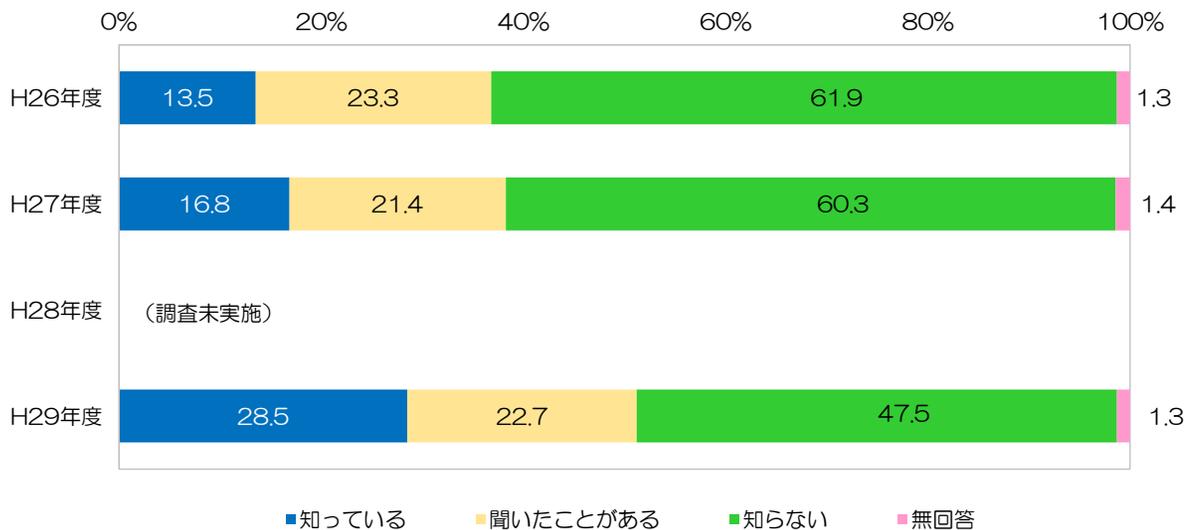
それぞれ年々増加しており、「障害者相談支援事業」の利用者は平成28年度に1,000人を超えています
「障害者相談支援事業」と「こころの健康支援センター」の利用者数を合わせると、平成27年度以降目標値を上回っています



資料：調布市行政評価

◆ヘルプカードを知っている市民の割合

平成29年度に「知っている」と答えた市民は、平成27年度と比べて増加しています



資料：調布市民意識調査

09—2

自立に向けた就労支援・社会参加支援

【まちづくり指標】 障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数

平成 26 年度以降増加しており、平成 28 年度は平成 27 年度より 34 名多くなっています
目標達成に向け、引き続き職場開拓や就労定着支援を行う必要があります



資料：調布市行政評価

◆障害者のうち福祉施設での生活から在宅での生活へ移行できた人数

平成 27 年度以降、在宅での生活へ移行できた人は 0 人です



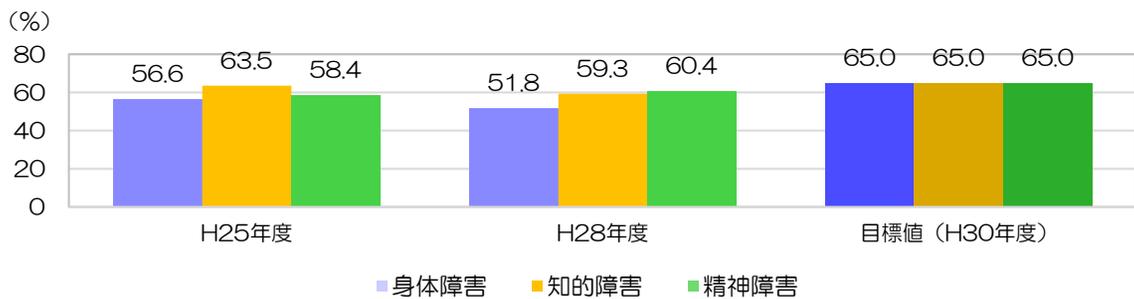
資料：障害福祉課

09—3

障害福祉サービスの充実

【まちづくり指標】 調布市の障害者福祉施策の充実度

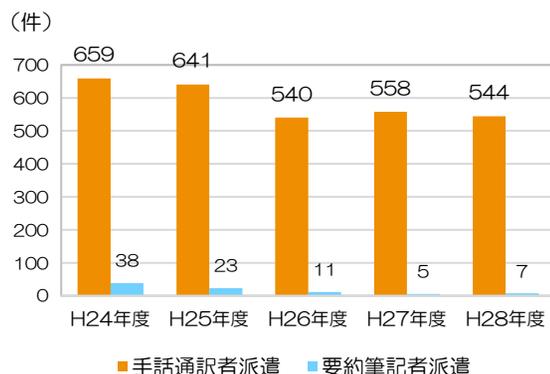
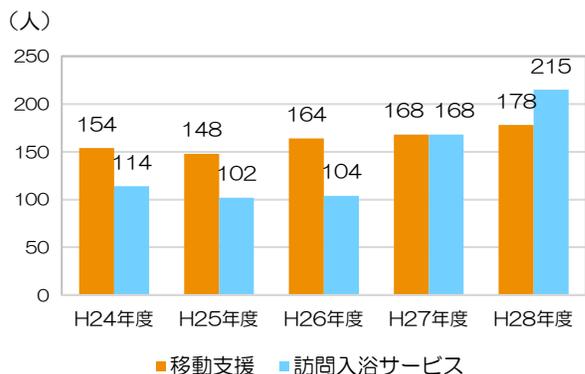
平成 28 年度は平成 25 年度と比較し、身体障害及び知的障害の充実度は減少し、精神障害の充実度は増加しました
どの区分の障害者も半数以上は市の施策は充実していると感じています



資料：調布市民福祉二一ズ調査

◆障害者訪問系サービスの利用状況

移動支援や訪問入浴サービスの利用者は年々増加傾向にありますが、手話通訳者や要約筆記者の派遣は年々減少傾向にあります

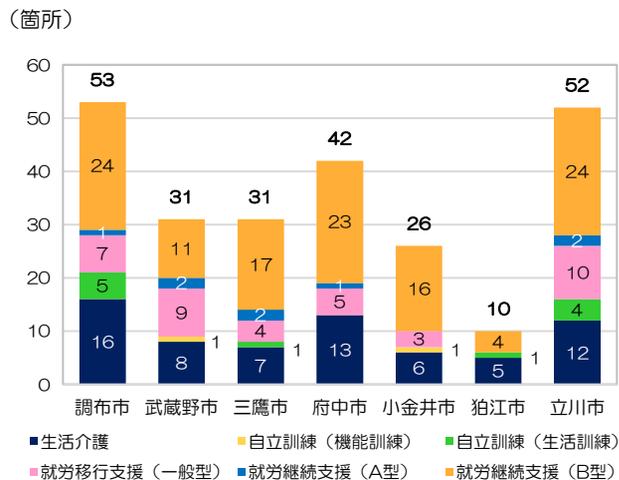


資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆障害者日中活動系施設、障害児日中活動系施設

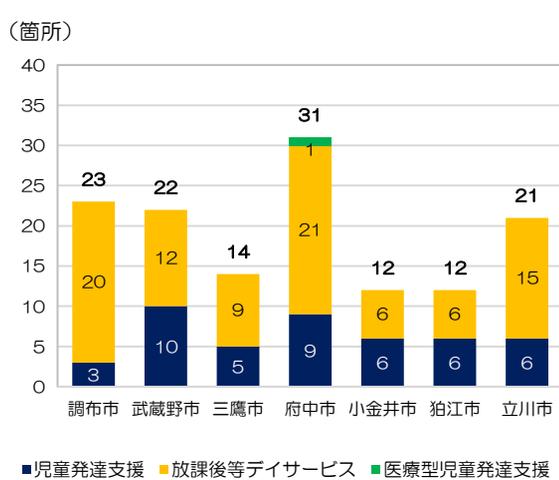
調布市は、近隣自治体の中で障害者日中活動系施設数は最も多く、障害児日中活動系施設数は2番目に多くなっています

障害者日中活動系施設数（平成29年10月比較）



資料：東京都障害者サービス情報ホームページ

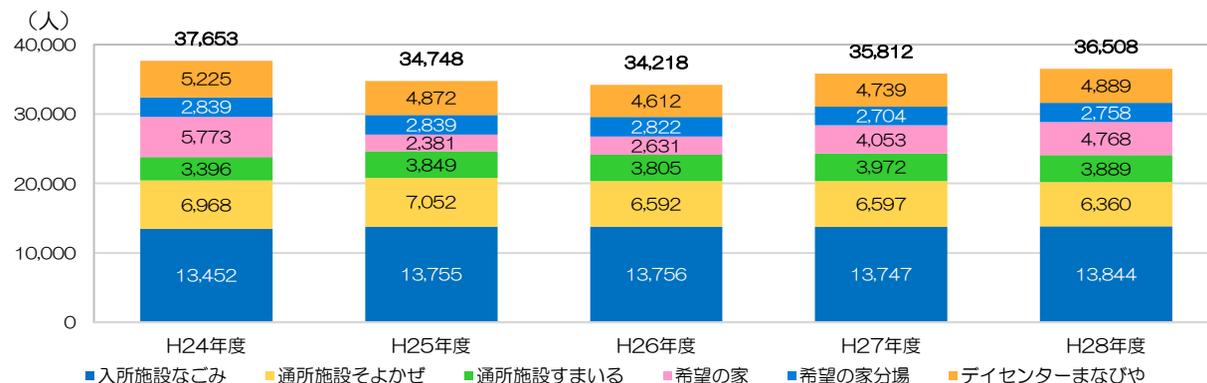
障害児日中活動系施設数（平成29年10月比較）



資料：東京都障害者サービス情報ホームページ

◆市立障害者支援施設の利用状況

減少傾向でしたが、平成27年度に増加に転じました

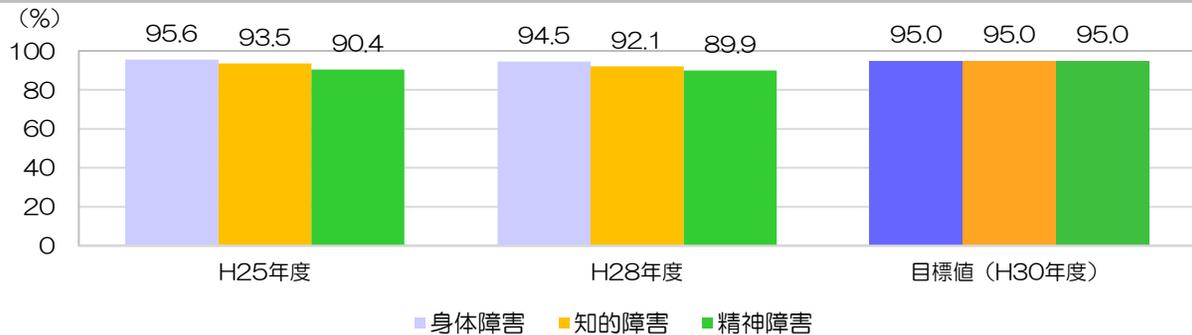


資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

09—4 多様な居住の場の確保

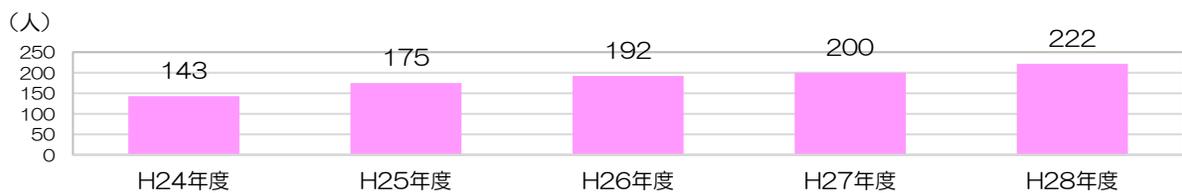
【まちづくり指標】「調布市に住み続けたい」と答えた障害者の割合

平成 28 年度は身体障害，知的障害，精神障害ともに減少しており，障害者が住み続けられるまちづくりを進める必要があります



◆グループホームの利用者数

グループホームの利用者数は年々増加しており，平成 28 年度は平成 24 年度と比較し約 1.5 倍増加しています



多様な主体との連携事例

障害者福祉施設自主製品販売会「ほっとハート」

平成 22 年に東京都主催で，調布市，多摩市，府中市 3 市の福祉作業所が合同で新宿西口のイベント広場で開催したのを始まりとして，障害者福祉施設で作られたスイーツやパン，手工艺品などを販売する取組を行っています。また，共同受注にも取り組み，仕事の受注を増やし，工賃アップを目指しています。

【所管課】

福祉健康部 障害福祉課

【協働のパートナー】

調布市福祉作業所等連絡会



<オリジナル製品販売会の様子>